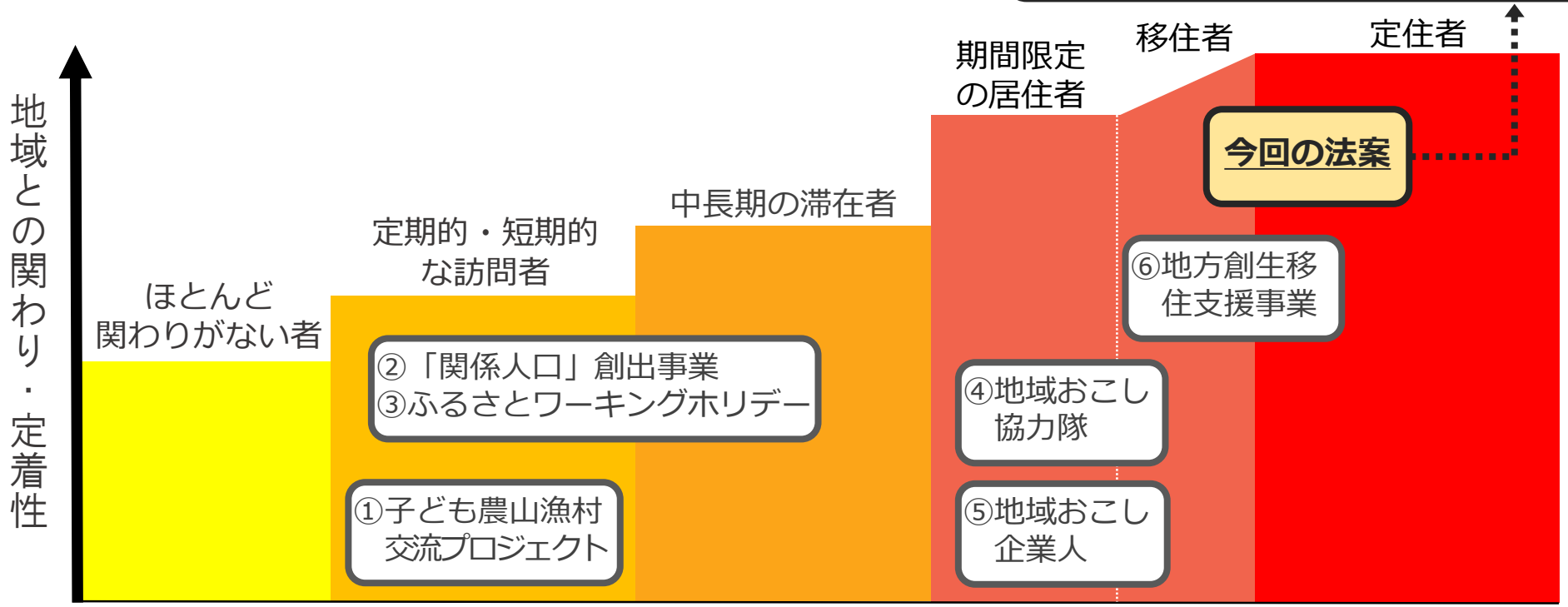


地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案の位置付けについて

○今回の法案：地域づくり人材となり得る地域外の若者等の就労を支援することにより定住促進の効果が期待される。



①子ども農山漁村交流プロジェクト：農山漁村での宿泊体験活動（内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

④地域おこし協力隊：最長3年間、都市から地方へ移住して地域協力活動に従事（総務省）

②「関係人口」創出事業：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者である「関係人口」が、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供（総務省）

⑤地域おこし企業人：最長3年間、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地方公共団体において、地域の魅力や価値の向上等に取り組む（総務省）

③ふるさとワーキングホリデー：数週間～1ヶ月程度、地域で働きながら滞在し、地域住民との交流等を通じて、地域での暮らしを体感する（総務省）

⑥地方創生移住支援事業：地方公共団体が、東京からUIJターンして当該地方公共団体が選定した中小企業等に就業する者に対して、最大100万円を支給する取組を、地方創生推進交付金により支援（内閣府）（平成31年度予算案）